

3 金 沢 志 津 夫 議 員

- 1 町の地域振興策を検証する
- 2 こどもの貧困対策は
- 3 町独自の地球温暖化対策を



1 町の地域振興策を検証する

岩内町はこれまで国からの補助金を活用しながら様々な施策を展開してきました。

多額の予算を投じながら、その後の地域振興にどう結びついているのか、現在進行中の町の関わる事業も含めて検証するため、以下質問いたします。

大和埠頭に設置された水中養魚施設の事業目的と現在の活用状況、建設時に投入した全体金額を伺います。

漁業の振興として岩内・泊・神恵内の関係町村で設立した地域商社キットブルーに投資した年度別の金額と利益配当はどのようになっていますか。また、現在の活動内容を伺います。

再生可能エネルギーを調査した円山地区の地熱、小水力発電、温泉掘削事業に要した調査金額と調査結果、9号井全体に要した金額はいくらか伺います。

円山リゾート開発は町民の期待を担う一大プロジェクト構想としてスタートし、町もスキー場施設の無償貸付や町有財産を処分するなど積極的に関わってきました。

ユキカムイが買収した円山の温泉宿泊施設は欧米の顧客を対象とした改修工事が主力で、雷電地区のサマーキャンプ計画も同様であり、町民が気軽に利用できる温泉施設になるのか、不安があります。外国人を対象とした開発計画にしか見えない状況にあるが、今後町はどのように関わりを持って行くのか伺います。

洋上風力発電は岩宇・南後志の町村と漁協で構成する協議会が発足され、設置場所の選定などが協議されていると承知しているが、設置規模や構造様式などどのような計画なのか。協議会の足並みやそもそも実現可能な事業なのかお尋ねします。

また、岩内沖での騒音、低周波、渡り鳥など環境に及ぼす影響や漁業に対する影響調査は実施されているのか伺います。

コロナ禍においては国から様々な補助金が交付され、町内で打撃を受けている業種に多少なりに手当てされてきましたが、コロナ収束後の岩内町の経済状況を見据えた場合、あらゆる産業が疲弊している現状においては速効性のある強力な経済対策が必要であります。

人口減少と少子高齢化が進行し、町税の減収、不透明な国の交付税措置、社会

福祉事業の増大、保育所・学校建設で町の財政負担が一層圧迫される中、町の人口に見合った事務事業の見直しや身を切る行政改革が必要な時期にあると思われ
ますが、どのように考えているか所見を伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、大和埠頭に設置された水中養魚施設の事業目的と現在の活用状況、建設時に投入した全体金額は、についてであります。

平成15年度に整備いたしました本施設の事業目的としては、漁業振興に寄与するため、岩内海洋深層水を活用して活魚を蓄養することで、出荷調整による付加価値向上により、漁家経営の安定向上を図ることを目的としております。

令和3年度の活用状況については、8件の利用があり、主にタコなどの出荷調整のために利用されております。

なお、水中養魚施設の整備費としては、9,240万円であります。

2 項めは、地域商社キットブルーに投資した年度別の金額と利益配当は、また、現在の活動内容についてであります。

神恵内村、岩内町、泊村の町村連携による地域商社として、平成29年10月に設立されました株式会社キットブルーにつきましては、岩内町も国の地方創生推進交付金を活用し、200万円を出資し、その後運営費として平成30年度に540万円、令和元年度に400万円、令和2年度に220万円を支出しております。なお、この間の剰余金の配当についてはありません。

また、株式会社キットブルーの事業内容につきましては、主に乾燥ナマコや美容品などの製造・販売、端境期ウニなどの販売に取り組んでいるほか、地域の中小企業との連携による商品供給や、その他各種委託事業などを行っております。

3 項めは、円山地区の地熱、小水力発電、温泉掘削事業に要した調査金額と調査結果、9号井全体に要した金額についてであります。

町はこれまで、円山地域の再生可能エネルギーの可能性を探るため、経済産業省が所管するエネルギー構造高度化・転換理解促進補助事業を、いわゆるエネ高事業を活用した国費10分の10の補助事業を実施してまいりました。

初年度となる平成29年度調査事業では、温泉旅館ホテル5施設での消費エネルギー調査、温泉資源賦存調査、更には円山地域の3河川における小水力発電導入可能性調査を実施し、事業費は2,786万4,000円となっております。

調査結果と致しましては、いわない温泉9号井付近における熱水資源の存在可能性が示され、また、権太川、ニチナイ川、幌内川における小水力発電の可能性調査では、幌内川で小水力発電を行った場合、最も発電量が多く、発電可能性が高い結果となっております。

平成30年度の調査事業では、平成29年度の調査結果を踏まえ、いわない温泉9号井の地熱資源試掘調査として地下1,000メートルから1,500メートルの増掘調査を実施し、事業費は6,048万円となっております。

調査結果と致しましては、地下1,500メートルの温度検層において150℃の地熱を計測したものの、温泉湧出の兆候については認められませんでした。

最終年度となる令和元年度調査事業では、これまでの調査結果を踏まえ、いわない温泉9号井の地熱資源パーフォレーション調査として、地下600メートル付近での火薬穿孔による開口調査を実施し、事業費は2,849万円となっております。

調査結果と致しましては、新たな温泉湧出が認められ、泉温68.8℃、毎

分140リットルの揚湯量を確認する結果となっております。

次にいわない温泉9号井全体に要した事業費につきましては、平成26年度及び平成27年度に実施した最初の掘削工事及び設備工事については、合わせて約1億1,900万円。

先ほど答弁申し上げました平成29年から令和元年において実施したエネ高事業の試掘調査及び開口調査については、合わせて約8,000万円。

令和2年度において実施した設備工事については、約3,600万円であり、いわない温泉9号井に要した事業費は総額で約2億3,500万円となっております。

4項めは、円山リゾート開発に関する町の関わりについてであります。

イワナイリゾートを運営するユキカムイ株式会社に対して、町が支援していくこととした理由は、リゾート開発の進展により、外国人観光客を含む、交流人口の増大による消費拡大や雇用機会の確保など、地域経済への波及効果が期待されることから、本町における新たな地域活性化の一つとして判断してきたところであります。

また、センターペアリフト及びゲレンデ用地の無償貸付につきましては、同社が町民スキー場としての役割を担う中で、地元雇用の創出をはじめ、小中学校におけるスキー授業の受入れ、子ども達を対象としたイベントの企画・運営のほか、岩宇地域住民を対象としたリフト料金の割引など、様々な形で地域に貢献しているところでもあります。

そうした中、円山地区における温泉宿泊施設の買収や、雷電地区のサマーキャンプ計画につきましては、町の支援とは直接関係しない、民間企業による経営判断として、通年型のリゾート形成と、キャットツアーをはじめとするアクティビティから当地域での宿泊まで、より一体的かつ質の高いサービスを目指すためのものと認識しているところでもあります。

今後、町がどのように関わりを持っていくのかにつきましては、町民スキー場としての役割を継続していくための、センターペアリフトにおける指定管理者の指定をはじめ、リゾート開発全般に関しては、地域経済への波及効果に期待するという、当初の考え方に変わりはないこと、さらには、将来的なリゾート開発に向けては、国有林野及び国定公園の活用も想定されており、後志森林管理署など関係機関との調整・協議においては、地域全体の合意形成を伴うため、町の役割も非常に重要になってくるところであり、引き続き、必要な支援を継続していくとともに、地域全体の共通理解を深めていくため、機会を通じて、町民の皆様に対する丁寧な説明をすることも、町の役割と考えているところであります。

5項めは、岩宇・南後志地区洋上風力発電推進協議会における、協議状況及び環境影響調査の実施状況についてであります。

岩宇・南後志地区洋上風力発電推進協議会では、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法の規定に基づく促進区域への指定に向けて、国及び北海道に対して、岩宇・南後志沖に関する洋上風力発電事業のポテンシャルなどを示した情報提供書を提出しております。

また、現時点における発電設備計画としては、寿都町から神恵内村までの区域の沖合において、1基あたりの容量を、最大出力1万kwの発電機と想定し、着床式の場合では51基、浮体式の場合では32基の2種類として、設置予定

の発電設備計画を情報提供しておりますが、将来的には、促進区域指定後、発電事業を行う事業者によって、発電機の容量や設置場所、設置台数も変動していくものと認識しております。

次に、岩内沖での騒音、低周波、渡り鳥など、環境に及ぼす影響や漁業に対する影響調査については、平成26年度に、環境省が所管する岩内沖を対象とした風力発電等環境アセスメント基盤情報整備モデル事業の実施に加え、令和3年度には、岩宇・南後志沖が、全国で洋上風力発電を推進している3つの海域を対象とした、洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業、いわゆる日本版セントラル方式実証事業において、経済産業省より選定されており、令和3年度を初年度とした海底地盤調査、気象海象調査、環境影響調査、漁業実態調査が開始され、令和4年度まで継続される予定と伺っております。

しかしながら、日本版セントラル方式実証事業における調査項目だけでは、周辺海域に与える全ての影響を把握するに至らないことから、今後、国から促進区域へ指定され、法定協議会が設置された後には、公募により選定された発電事業者による環境影響評価が義務付けられており、周辺海域に与える詳細な調査結果が示されるものと認識しております。

いずれにいたしましても、岩宇・南後志沖での洋上風力発電事業の実現については、システムの確保などの指定要件を満たした上で、再エネ海域利用法の規定に基づく促進区域への指定を受けることが、大前提となっていることから、引き続き、事務局である寿都町を中心に、構成6町村3漁協が共通認識の下、足並みを揃え、協議会での情報共有を図りながら、国及び北海道への情報提供を行ってまいります。

6項めは、行政改革に関する考えについてであります。

行政改革につきましては、国の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、平成18年3月に岩内町新行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや公共施設の設置と管理運営、受益と負担の適正化、定員管理と給与の適正化などに取り組んできており、期間終了後の平成23年度以降、現在においても、こうした事務事業の見直しなどについては、継続して実施しているところであります。

こうした積み重ねにより、令和2年度決算の実質収支においては、平成26年度以降では最大の約2億4,680万円の黒字となり、約2億2,000万円を財政調整基金や学校整備基金へ積み立てし、また、新型コロナウイルス感染症などの予期せぬ事態への対応や、今後見込まれる各種施策の実施に備え財源の確保を図っており、令和3年度においても、一定程度の黒字決算が見込まれることから、現段階において、新たな行政改革への取り組みについては考えていないところであります。

しかしながら、人口減少に伴い町税をはじめとする自主財源の確保は年々厳しさを増し、歳出では、社会保障関連経費や施設の老朽化に伴う維持修繕費の増加に加え、施設一体型義務教育学校の整備など多額の事業費を要することから、今後の財政状況を見定めながら、新たな行政改革の実施時期や内容について検討が必要であると考えております。

その一方で、行政改革を実施することで、行政サービスの縮小・削減などにより、住民サービスの低下が懸念されることから、こうした点も十分配慮してまいります。

2 こどもの貧困対策は

道から後志の各町村にこどもの貧困対策について調査するよう通達され、すでに実施されている町村もありますが、岩内町は未実施であると伺っていますが、現状はどのようになっていますか。

こどもの貧困は定義が広く、個人情報保護や家庭環境など実情を把握するには困難な問題もあり、調査はどのように実施されるのですか。

社会的問題になっている一人親家庭などのヤングケアラーはこどもの貧困の最たるもので、行政や学校、地域社会全体が包括して対処すべきですが、事例は把握されていますか。

こども食堂を運営している各町村の取り組みでも、こどもの貧困を把握するには行政や学校などからの情報提供が不可欠であると報告され、民間の取り組みに限界がある中で活動を行っております。

手を差しのべたくても出来ないこどもがいるとすれば、それは行政の責任であり、ぜい弱な社会福祉政策の表れです。こども食堂との情報共有は考えていますか。

こどもの貧困対策は親への貧困対策でもあります。

国が実施した18歳以下や住民税非課税世帯への10万円給付は大いに歓迎されましたし、今年度から町が実施する医療費助成事業をこれまでの12歳から18歳に引き上げたことは子育て世帯にとって何よりの朗報であります。

それでも、非正規で働く一人親世帯や住民税課税者でもギリギリの生活を強いられている世帯の相対的貧困率は先進国でも日本は最悪といわれており、当町も例外ではありません。

岩内町は、この度の国の支援から除外された困窮者がいる事を把握した上で、引き続き国に追加の支援を要望するべきと思うが、町の対応を伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、こどもの貧困対策に係る調査の現状についてであります。

現在、北海道において、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、5年に1度の子どもの生活実態調査を実施中であり、子どもの生活実態を把握し、世帯の収入等を視点とした分析を行うことにより、今後の施策を検討するとしており、岩内町も調査対象地域になっております。

今回の調査は、令和3年11月に開始され、岩内町においては、小学2年生、小学5年生、中学2年生及び高校2年生が既に実施済みであり、本年4月からは、2歳児及び5歳児を対象に実施される予定であります。

町といたしましては、町独自の調査は行っておりませんが、北海道による本調査の分析結果を踏まえ、今後の貧困対策を検討してまいりたいと考えております。

2 項めは、こどもの貧困対策に係る調査の実施方法についてであります。

北海道が実施する子どもの生活実態調査のうち、小学生、中学生及び高校生の調査については、北海道から各学校を通じて調査票の配布と回収がなされております。

2歳児の調査については、町がこの春に実施する1歳6か月健診時に調査票を配布することとしており、5歳児の調査については、町から保育所及び幼稚園を通じて調査票の配布等を依頼する予定であります。

3 項めは、ヤングケアラーの実例把握についてであります。

本来は大人が行うような家事や家族の世話などを日常的に行っている状況の子ども、いわゆる、ヤングケアラーにつきましては、学業への支障や社会的な孤立などが問題視されているところであります。

こうした中、昨年8月に北海道及び北海道教育庁が、ヤングケアラーの実態把握や、こうした子ども達の早期発見と対応の仕組みづくりを検討するため、ヤングケアラー支援に係る実態調査を実施しました。

本町2つの中学校も調査対象となっており、教育委員会からは、直近の1年間で、中学校にはヤングケアラーと思われる事案がなかったと聞いており、同じく調査対象の岩内高校からも、そうした事案はなかったことを聞いております。

また、要保護児童等の支援機関である岩内町児童支援ネットワーク協議会におきましても、現段階では、保護対象児童の中にヤングケアラーと思われる子どもはいない状況であります。

4 項めは、子ども食堂との情報共有についてであります。

子ども食堂は、共働き家庭などで孤独となっている子どもや経済的に恵まれない子ども達などに、安全な食事やコミュニケーションの場の提供など、支援を行う社会活動団体であり、全国的にも広がりを見せる中で、町内においても、ポップ食堂の会が地域住民により運営されているところであります。

町としましては、子ども食堂が子どもの貧困対策においても重要な役割を担っていると十分に認識しておりますので、今後は、子どもの生活実態調査の分析結果等を子ども食堂に情報提供するなど、町として、これまで以上に、子ども食堂との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

5 項めは、支援から除外された困窮者に係る国への要望についてであります。

現在、町では、コロナ禍における生活・暮らし支援として、住民税非課税世

帯等に対する臨時特別給付金を支給しており、非課税世帯に該当しない世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった場合には支給対象としているところであります。

給付金の支給対象外の世帯のうち、生活困窮世帯の実態を実務的に把握することは、現状では困難と考えておりますが、こうした生活困窮の相談があった場合には、ケースに応じて、国や道などの各種支援策へつなげるなどの対応を行うこととしております。

また、今後のコロナ禍の状況によっては、生活困窮世帯の対象要件の緩和なども想定されるため、必要に応じ、国に対する支援の要望等についても検討してまいります。

3 町独自の地球温暖化対策を

国は全国100か所に脱炭素先行地域を選考し、地方から地球温暖化対策を実施する取り組みを行い、実施する自治体に助成措置が講じられると報道されましたが、岩内町はこの度の選考に応募しなかったのですか。

国が地方に求める温暖化対策とは具体的にどのようなものですか。

地球温暖化対策は一刻の猶予も出来ない地球規模の問題であり、国の選考を待つまでもなく町独自の今出来る持続可能な温暖化対策を早急に進めるべきと思いますが、町の対応を伺います。

【答 弁】
町 長 :

1 項めは、脱炭素先行地域への本町の応募状況についてであります。

脱炭素先行地域につきましては、国の2050年、ゼロカーボンに向けて、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、そのほかの温室効果ガスの排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を、地域の特性に応じて実現するモデルとなる地方自治体を、全国に少なくとも100か所選定するものであります。

その選定にあたっては、国の地域脱炭素ロードマップを踏まえ、脱炭素先行地域にふさわしい再生可能エネルギー導入量や発電量のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時に実現し、更に、地方創生にも貢献する点などの加点評価が行われ、選定されるものであります。

そのため、先行的なゼロカーボンの取組を実施する自治体と本町との比較や、現段階において、選定要件を満たす上での具体的な取組計画が未策定であることなどから、応募には至らなかったものであります。

2 項めは、国が地方に求める温暖化対策の具体的内容についてであります。

国が地方に求める温暖化対策の具体的内容につきましては、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、地方公共団体の基本的役割として、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進すると定められており、例として、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指すものと示されているところであります。

3 項めは、町独自の持続可能な温暖化対策の早急な対応についてであります。

本町はこれまで、ごみの減量化や3Rの推進などの身近な温暖化対策を推進してまいりましたが、近年の世界規模における気候変動の影響による自然災害の激甚化の抑制や、国や北海道におけるゼロカーボンの推進による温室効果ガス排出削減目標の引き上げなどへ貢献するとともに、本町における取組を着実に進めるためには、2050年のゼロカーボンを目標とした地域全体の温暖化対策を総合的に推進する、戦略・ビジョンが重要であることから、町といたしましては、国の補助制度を有効的に活用し、新たな戦略・ビジョンの策定に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

こうした温暖化対策や地域脱炭素につきましては、計画的かつ段階的に、地域における脱炭素を達成することはもとより、地域の企業や地方自治体が中心となり、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有効利用することで、地域の環境・経済・社会の統合的な向上に繋がり、加えて、防災・減災や、生活の質の向上など、本町における様々な地域課題の解決にも貢献し得ることが期待されます。

いずれにいたしましても、上位計画となる岩内町総合振興計画との整合性を図りながら、地域の意識醸成や合意形成を行うための事業推進体制のもと、温暖化対策、ゼロカーボンの推進に、着実に取り組んでまいります。